

1 級（ブランド専門業務）学科試験サンプル問題

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとしてします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとしてします。

特に日時の指定のない限り、2013年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

- 1 アパレルメーカーであるX社とY社は、X社が有する洋服のブランド（商標権A）の譲渡について交渉を始めるところである。商標権の譲渡契約書のドラフトが以下のとおり準備されている。問1に答えなさい。

商標権譲渡契約書 DRAFT

X株式会社（以下、甲という。）とY株式会社（以下、乙という。）とは、甲の保有する登録商標第〇〇号を甲が乙に譲渡することに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（商標権の譲渡）

甲は、甲の保有する下記の商標権（以下、「本商標権」という。）を、乙に譲渡する。

登録番号 登録商標第〇〇号

商標 ABCD

指定区分及び指定商品 第25類 被服

第2条（権利の移転時期）

甲及び乙は、第3条の規定する対価の支払いをもって、本商標権が甲から乙に移転することに合意する。なお、乙は、第4条に規定する特許庁への移転登録手続きが完了するまでの間、法律上有効に本商標権が乙に移転されるものでないことを予め確認する。

第3条（対価及び支払方法）

乙は、本契約第2条による本商標権の譲渡の対価として、本契約締結の日より〇日以内に消費税を加算した金額を甲の指定する銀行口座に振り込みにて支払う。なお、銀行手数料は乙の負担とする。

第4条（移転登録手続）

本商標権の特許庁への移転登録申請手続きは、前条より対価の支払いがあった後、甲が行う。

2 前項の手続きに要する費用は、乙の負担とする。

第5条 (対価の不変換)

本契約に基づき、乙から甲に支払われた対価は、いかなる事由による場合でも乙に返還しない。但し、明白な過誤等の場合は、無利子で差額を返還する。

第6条 (保証)

甲は、本契約に基づく商標の使用から生ずる乙のいかなる損害についても一切の責任を負わない。

第7条 (秘密保持)

本契約の期間中及びその終了後1年間、甲及び乙は、本契約期間中に相手方から提供された情報を相手方の了解なしに第三者に開示してはならない。

第8条 (解除)

甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

第9条 (協議)

甲及び乙は、本契約に規定なき事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を、乙がコピーを保有する。

○年○月○日

甲 X株式会社  
代表取締役社長 印

乙 Y株式会社  
代表取締役社長 印

## 問 1

Y社の法務担当者丁が、譲渡契約書案について検討している。ア～エを比較して、丁の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 1条について、商標権が有効に存続しているか登録原簿で確認しておこうと考える。
- イ 1条について、譲渡対象の登録商標Aは5年ほど使用されていなかったようである。不使用取消審判が請求されていないか確認しようと思う。
- ウ 4条1項の規定に問題があると思う。「本商標権の特許庁への移転登録申請手続きは、前条より対価の支払いがあった後、乙が行うものとし、甲は本商標権の移転登録申請手続きに必要な書類を無償で乙に提供する。」と変更しようと思う。
- エ 当社が使用したい商標は、譲渡対象の登録商標Aである。X社が他にどのような商標権を有しているかまでは調べる必要はないと考えた。

- 2** X社は、商標Aについて商標登録出願Pを行った。その指定商品については、次の指定商品が記載されていた。問2に答えなさい。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第3類】

【指定商品（指定役務）】靴クリーム、靴墨、つや出し剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料、つけづめ、つけまつ毛、

【第21類】

【指定商品（指定役務）】歯ブラシ、その他の化粧用具（電気式歯ブラシを除く）、デンタルフロス

※参考まで

靴クリーム、靴墨03E01、つや出し剤03F01、せっけん類04A01、歯磨き04B01、  
化粧品04C01、香料04D01、薫料04D02、つけづめ、つけまつ毛21F01

歯ブラシ、その他の化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。）21F01、デンタルフロス01C0

## 問2

X社は、商標登録出願Pに対して拒絶理由通知Rを受けた。拒絶理由通知Rの概要は次の通りである。これを受けて、X社の事業部の部員甲と知的財産部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

### 拒絶理由通知書の概要

この商標登録出願に係る商標は、登録商標Bと同一又は類似であって、その商標登録に係る指定商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(登録商標Bの情報)

【登録日】平成22年(2010)12月3日

【出願日】平成22年(2010)6月1日

【権利者】Y社

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

3 化粧品, 香料, 薫料

(参照条文) 商標法第4条第1項第11号

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの

- ア 甲 「化粧品, 香料及び薫料を削除すれば, この拒絶理由を解消できるでしょうか。」  
乙 「はい, できます。この拒絶理由を解消する最も簡単な方法です。化粧品, 香料及び薫料に商標Aを使用する予定がなければ, 第3類の指定商品から化粧品, 香料及び薫料を削除することをお勧めします。」
- イ 甲 「商標Aと商標Bはかなり違うように感じるのですが, 両商標は非類似である旨を意見書で主張したいと考えているのですが, 歯磨きと歯ブラシについては商標Aを付けて既に販売しているので, これらについては速やかに商標登録したいと考えています。」  
乙 「では, 拒絶理由の対象となっている化粧品, 香料及び薫料を指定商品とした分割出願を行うことを検討しましょう。これにより, 拒絶理由の対象とならなかった歯磨きや歯ブラシ等については速やかに商標登録することができます。」
- ウ 甲 「商標登録についてY社の同意が得られれば, この拒絶理由を解消できるでしょうか。」  
乙 「できません。Y社の同意だけでは商標登録を受けることはできず, 商標登録出願Pにより生じた権利をY社に一旦譲渡し商標登録を得た上で, Y社から再譲渡して貰うことが必要となります。」
- エ 甲 「Y社のウェブサイト閲覧した限りでは, 化粧品, 香料及び薫料についてY社は商標Bを使用していないようでした。不使用取消審判を請求することはできますか。」

- 乙 「はい、できます。Y社の商標Bの出願日から3年を経過しているためです。不使用取消審判の請求が認められれば、Y社の商標Bが取り消されるため、今回の拒絶理由を解消することができます。」

3 ”FOOD-FRI”は、魚や肉を揚げるための油脂製品である。”FOOD-FRI”の製造会社X社は、”FOOD-FRI”というマークで、当該製品の販売を米国で開始しようとしている。そこでX社は、”FOOD-FRI”という商標を米国で登録すべく、使用意思に基づく出願を行った。なお、外国出願、外国登録を基礎とした出願ではない。問3に答えなさい。

### 問3

ア～エを比較して、X社が、補助登録（Supplemental Register）の制度を利用する場合、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ”FOOD-FRI”は記述的マークであるために、補助登録は認められない。  
イ X社の出願は使用意思に基づくために、補助登録は認められない。  
ウ ”FOOD-FRI”が一般名称であっても、セカンダリーミーニングをX社が獲得すれば、補助登録は認められる。  
エ 補助登録を受けられた場合、X社が補助登録から5年継続して当該商標を使用することができれば、当該補助登録は自動的に主登録に切り替えられる。

4 問4に答えなさい。

### 問4

ア～エを比較して、中国における商標に関する制度についての説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願をしたところ、指定商品の一部について拒絶理由通知を受けた。この場合、出願人が拒絶された指定商品について権利化を望まないのであれば、応答しなくとも（それらの指定商品の削除手続きをとらなくとも）、残りの指定商品については登録を受けることができる。  
イ 商標登録出願をしたところ、類似する他人の先願があるとして拒絶された。調べたところ3年は不使用のようである。しかし、中国で不使用取消審判が認められる理由は、登録商標が継続して5年使用されていること、であるので不使用取消審判は請求できない。  
ウ 馳名商標と認定されるとより強い保護を受けることができる。馳名商標の認定は、審判や裁判を通じて行われるほか、商標局への馳名商標認定出願を通じても行われることがある。  
エ 中国には特許弁理士に加え、商標弁理士という資格があり、今も存続している。

- 5 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」（以下、マドリッドプロトコルという。）に関して、問5に答えなさい。

問5

ア～エを比較して、マドリッドプロトコルの利用におけるメリットとデメリットについて、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 基礎登録・基礎出願が必要となる点、デメリットであるといえる。基礎登録・基礎出願と国際登録の間に、1) 名義人の同一性、2) 標章についての同一性、さらに3) 指定商品・サービスについても、基礎登録・基礎出願の指定商品・サービスとの同一性が、それぞれ厳格に要求される。
- イ 各国出願に比べ、各国代理人を通さずに済むため、費用が安い点メリットであるといえる。代理人にもよるが、3～4カ国に出願する場合であれば、各国出願に比べて安く済むと言われることが多い。
- ウ セントラルアタックにより取り消されることがある点、デメリットであるといえる。国際登録後5年の間、国際登録は基礎登録・基礎出願に従属する。
- エ 締約国を事後指定することにより保護が拡張できる点、メリットであるといえる。出願時に指定しなかった締約国や出願後に新たに加盟した締約国についても、後日取引する国が増えた場合など必要となれば、国際登録後であっても領域指定することができる。

1級（ブランド専門業務）学科試験サンプル問題解答

| 問題番号 | 正解 |
|------|----|
| 問1   | エ  |
| 問2   | エ  |
| 問3   | イ  |
| 問4   | ア  |
| 問5   | ア  |